

監査結果に係る措置通知書

<p>水道局</p>		
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p>(1) 設計金額の算定について</p> <p>仙台市水道局積算要領－5（諸経費算定基準）では、諸経費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）の算定において、工種内容が開削工法又は小口径の推進工法による水道管布設工事の場合は、対象額を補正することとしており、対象額から積算要領－15による特殊製品費の2分の1を控除して算定するものとしている。</p> <p>ところが、南配水課外2課では、管整第2020-41号 口径75・100 耗 鈎取二丁目地内配水支管及び水管橋（三ノ橋）更新工事外4件において、諸経費を算定するに際し、対象額から特殊製品費として控除すべき費用の一部を控除せず諸経費を算定していた。</p> <p>設計金額の算定に当たっては、関係規程に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>工事発注時に原議に添付するチェックシートに特殊製品費の控除の確認を追加するとともに、各管路工事発注課において課内研修を実施し、諸経費算定の際に控除の漏れが生じないように徹底を図った。</p> <p>また、積算要領について、より分かり易く理解できるよう、特殊製品費の詳細な具体例を記載するなどの改訂を行った。</p> <p>課内研修実施日 令和4年12月6日</p> <p>積算要領改訂日 令和5年2月1日</p>	